

平成 20 年 12 月 12 日

市内自立訓練，就労移行支援事業所  
サービス管理責任者 様

仙台市健康福祉局障害者支援課長

標準利用期間を超える更新の取扱いについて（通知）

平素は，本市障害者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて，訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスのうち自立訓練，就労移行支援については，サービスの長期化を回避するため，標準利用期間が設定されており，当該期間を超えてサービスの利用が必要な場合については，市町村審査会の個別審査を経て，必要性が認められた場合に限り，最大 1 年間の更新が可能とされております。

つきましては，標準利用期間を超えての更新が必要な場合には，下記により手続をしていただきますようお願い申し上げます。

なお，標準利用期間内の支給更新にあっても，引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合にのみ更新が可能であることから，その必要性について十分にご検討願います。

記

1 対象となるサービス

標準利用期間

自立訓練（機能訓練）	1 年 6 ヶ月
自立訓練（生活訓練）	2 年
（宿泊型自立訓練）	1 年
就労移行支援	2 年

2 更新手続について

事業所において，更新の必要性について検討した結果，必要であると判断した場合においては，利用者に支給決定区に支給決定の更新申請を行うよう勧奨し，必要な援助を行なうとともに，別添の支援報告書を区に提出してください。その際，個別支援計画の内容に，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，訓練の目標及びその達成時期等が網羅されていることが必要です。

手続きにあたっては，支給決定期間が満了する 3 ヶ月前までには更新の必要性について検討し，利用者が適切なサービスを選択できるよう，関係機関と連携して必要な支援を行ってください。

施設支援係

022-214-8188